新制度 農業者老齢年金・特例付加年金

旧制度 農業者老齢年金

令和８年4月版

農業者年金を受給するには

独立行政法人 農業者年金基金

この冊子には、これから農業者年金を受給される方を対象として、年金を受給するための手続や、受給後の留意事項等について書かれています。

〔農業者年金制度について〕

農業者年金制度は、昭和46年1月に発足し、「賦課方式」（現役世代が高齢者世代を支える仕組み）による年金の給付を行っていました。

しかしながら、農村における高齢化の著しい進展や農業の担い手不足等により、農業構造が大きく変化したことを踏まえ、平成14年1月に制度改正が行われ、「積立方式」（自らが受け取る将来の年金給付のために保険料を積み立てる仕組み）に転換しました。

そこで、仕組みの異なる年金を区別するため、昭和46年1月から平成13年12月までに加入されていた方を対象とする制度を「旧制度」といい、平成14年1月以降に加入された方を対象とする制度を「新制度」といいます。

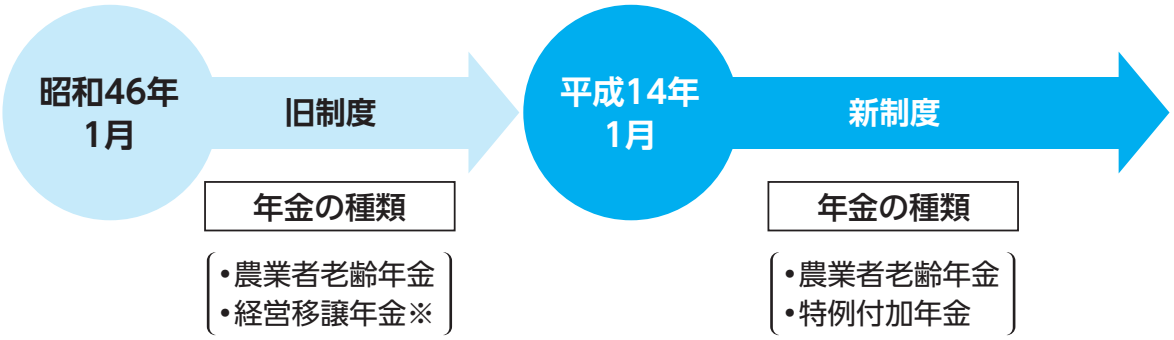

※　昭和32年1月1日以前生まれの方が対象

このように、農業者年金制度には、新制度と旧制度が存在するため、お一人の方が、新制度と旧制度の複数の年金を受給される場合があります。

【受給パターンの例】

・新制度の農業者老齢年金のみの受給
・新制度の農業者老齢年金＋特例付加年金の受給
・新制度の農業者老齢年金＋旧制度の農業者老齢年金の受給
・旧制度の農業者老齢年金のみの受給
・新制度の農業者老齢年金＋特例付加年金＋旧制度の農業者老齢年金の受給

新制度の農業者老齢年金を受給するまでの流れ

STEP１　農業者老齢年金の受給開始時期を決めましょう。

新制度の農業者老齢年金は、60歳から75歳になるまでの間で、受給開始時期を選択することができ、裁定請求を行うことにより、農業者老齢年金を受け取ることができます。

なお、60歳から64歳までの間で、繰上げ請求することもできます。

STEP２　農業者老齢年金の裁定請求の手続をしましょう。

年金の受給を開始したいときに、「**新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書**」**(様式第K2号)**を、お近くのJAに提出してください(様式はJAに用意があります。)。

① 誕生日の前日から、その年に迎える年齢に対応した年金現価率で計算された年金を請求することができます。

② 年金は、裁定請求した日(JAに裁定請求書を提出した日)の翌月分から支払われます。

③ 一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

【裁定請求日による支払開始年齢及び支払開始時期の例】

(１)２日～31日生まれの方の場合

例:昭和36年7月10日生まれの方が、65歳から農業者老齢年金を受給したいとき

裁定請求日	支給開始年齢及び支払開始時期
R8.7.8	64歳の年金現価率による年金額となり、8月分から支払われます。
R8.7.9～R8.7.31	**65歳の年金現価率による年金額となり、8月分から支払われます。(65歳時は、R8.8月～R9.7月分までの12か月分が支払われます。)**
R8.8.1	65歳の年金現価率による年金額となり、9月分から支払われます。(65歳時は、R8.9月～R9.7月分までの11か月分が支払われます。)

(２)１日生まれの方の場合

例:昭和36年8月1日生まれの方が、65歳から農業者老齢年金を受給したいとき

裁定請求日	支給開始年齢及び支払開始時期
R8.7.30	64歳の年金現価率による年金額となり、8月分から支払われます。
R8.7.31	**65歳の年金現価率による年金額となり、8月分から支払われます。(65歳時は、R8.8月～R9.7月分までの12か月分が支払われます。)**
R8.8.1	65歳の年金現価率による年金額となり、9月分から支払われます。(65歳時は、R8.9月～R9.7月分までの11か月分が支払われます。)

⚠ 1日生まれ及び月末生まれの方で月末等がJAの休業日にあたり裁定請求書が提出できない場合は、翌月の最初の営業日に提出したときに限り、前月末に請求されたとみなすことができます。

STEP３　農業者老齢年金の受け取りが始まります。

審査終了後、基金から「年金証書・年金裁定通知書」をお送りします。

その後、ご指定の預貯金口座に年金が振り込まれます。

新制度の特例付加年金を受給するまでの流れ

STEP 1　特例付加年金の受給開始時期を決めましょう。

政策支援加入により、保険料の国庫補助を受けられていた方は、以下の①～③の受給要件を満たした上で、年金の受給を開始したいときに裁定請求を行うことにより、特例付加年金を受け取ることができます。

なお、60歳から64歳までの間で、農業者老齢年金と併せて繰上げ請求することもできます。

【特例付加年金の受給要件】

① **60歳までの保険料納付済期間等が20年以上あること**
② **農業を営む者でなくなったこと（経営継承）※**
③ **65歳以上であること**

※　経営継承（P7参照）とは、所有又は借入れしている農地等及び畜舎等の農業生産施設の全てについて、適切な相手方に権利の移転又は設定等を行い、農業経営から引退することをいいます。
　経営継承を行うにあたっては、農業委員会にご相談ください。

STEP 2　経営継承が完了した旨の届出をしましょう。

経営継承が完了したときは、**「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）**を、農業委員会に提出してください（様式は農業委員会に用意があります。）。

また、この届のご提出にあたっては、経営継承の内容を確認するための書類の添付が必要になります（次ページ参照）。

STEP 3　特例付加年金の裁定請求の手続をしましょう。

年金の受給を開始するときは、**「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」（様式第K22号）**を、お近くのJAに提出してください（様式はJAに用意があります。）。

なお、年金の支払開始時期等については、前ページの「裁定請求日による支払開始年齢及び支給開始時期の例」と同様です。

STEP4　特例付加年金の受け取りが始まります。

審査終了後、基金から「年金証書・年金裁定通知書」をお送りします。

その後、ご指定の預貯金口座に年金が振り込まれます。

「農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）の主な添付書類について

主な添付書類	農地等及び農業生産施設の処分方法			その他の処分方法	
	贈与売買	貸借	返還	家族経営協定の破棄	常時従事たる法人構成員でなくなる
（1）農地法第3条による許可の場合 ① 農地法第3条の許可申請書・許可書の写し ② 贈与又は売買契約書の写し **（2）農用地利用集積の場合** ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項に基づく公告の写し等 ② 農用地利用集積等促進計画（各筆明細）の写し等 ③ 対価の支払いが確認できる領収書等の写し **（3）処分の相手方が後継者の場合** 届出者との続柄を確認することができる戸籍謄本等	○				
（1）農地法第3条による許可の場合 ① 農地法第3条の許可申請書・許可書の写し ② 賃貸借又は使用貸借契約書の写し **（2）農用地利用集積の場合** ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項に基づく公告の写し等 ② 農用地利用集積等促進計画（各筆明細）の写し等 **（3）処分の相手方が後継者の場合** 届出者との続柄を確認することができる戸籍謄本等		○			
（1）賃貸借契約の解約の場合 農地法第18条第6項の規定による通知書の写し **（2）使用貸借契約の解約の場合** 合意解約書の写し **（3）契約期間満了の場合** ［農地法第3条による契約の場合］ 当初の農地法第3条の許可申請書・許可書・契約書の写し ［農用地利用集積による契約の場合］ 農業経営基盤強化促進法第19条に基づく公告の写し・農用地利用集積計画（各筆明細）の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項に基づく公告の写し・農用地利用集積等促進計画（各筆明細）の写し等			○		
「農業を営む者でなくなった旨の証明書」（様式例5）				○	
「農業を営む法人構成員・事業主体構成員でなくなったことの証明書」（様式例4）					○

旧制度の農業者老齢年金を受給するまでの流れ

STEP 1　農業者老齢年金の裁定請求の手続をしましょう。

65歳を迎えたときは、**「農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」（様式第53号－2）**を、お近くのJAに提出してください（様式はJAに用意があります。）。

また、この裁定請求書の提出にあたっては、生年月日を確認することができる公的な書類の添付（以下のいずれか1点）が必要になります。

〈主な公的書類〉
- 運転免許証（写）
- マイナンバーカードの表面（写）
- 住民票又は戸籍謄本

※　有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。

【農業者老齢年金の受給要件】

①　旧制度（平成13年12月以前）の保険料納付済期間等と平成14年1月から65歳に達する月の前月までの期間（特別カラ期間）の合計が20年（240月）以上あること

②　65歳に達したこと

⚠　旧制度の農業者老齢年金は、新制度の農業者老齢年金とは異なり、受給開始時期を選択することはできません。

⚠　過去に、特例脱退一時金等を受給された方は、旧制度の農業者老齢年金の受給資格がないため、裁定請求を行うことはできません。

特例脱退一時金とは、平成13年の制度改正に伴い、上記①の要件を満たす方が、将来の年金給付に代えて、一時金としての受給を選択された場合に支給された一時金のことをいいます。

なお、特例脱退一時金は、平成19年1月1日に消滅時効が完成しているため、現在は取扱いがありません。

STEP 2　農業者老齢年金の受け取りが始まります。

審査終了後、基金から「年金証書・年金裁定通知書」をお送りします。
その後、ご指定の預貯金口座に年金が振り込まれます。

農業者年金を受給するには

目次

1 新制度の年金の種類（農業者老齢年金・特例付加年金） …… P1

2 新制度の農業者老齢年金を受給される方へ

1 農業者老齢年金を受給するには …… P2
2 農業者老齢年金の年金額 …… P3
3 年金の支給開始時期 …… P4
4 年金の支払時期 …… P4
5 年金に係る税金（所得税関係） …… P5
6 源泉徴収票の送付 …… P6
7 現況届の提出（農業者老齢年金のみの受給権者） …… P6

3 新制度の特例付加年金を受給される方へ

1 特例付加年金を受給するには …… P7
2 経営継承の方法 …… P8
3 特例付加年金の年金額 …… P11
4 年金の支給開始時期 …… P11
5 年金の支払時期 …… P11
6 年金に係る税金（所得税や贈与税等） …… P12

4 経営継承における注意事項

1 経営継承に伴う諸名義の変更 …… P13
2 経営移譲管理カードの作成方法 …… P14
3 現況届の提出（農業者老齢年金及び特例付加年金の受給権者） …… P19
4 特例付加年金の支給停止について …… P21

5 旧制度の農業者老齢年金を受給される方へ

1 農業者老齢年金を受給するには …… P23
2 農業者老齢年金の年金額 …… P24
3 年金の支給開始時期 …… P24
4 年金の支払時期 …… P24
5 年金に係る税金（所得税関係） …… P24
6 現況届の提出（農業者老齢年金のみの受給権者） …… P24

6 受給権者がお亡くなりになったとき

1 死亡届の提出 …… P25
2 未支給年金があるとき …… P25
3 死亡一時金を受けられるとき …… P25

7 よくあるQ&A

1 農業者年金の受給に関するQ&A …… P26
2 経営継承に関するQ&A …… P27

1 新制度の年金の種類（農業者老齢年金・特例付加年金）

① 農業者老齢年金

通常加入又は政策支援加入された方が、ご自身で納めた新制度の保険料とその運用収入を給付原資として受給することのできる終身年金です。

この農業者老齢年金は、新制度の保険料を1か月以上納付した方が受給することができます。

② 特例付加年金

政策支援加入された方が、新制度の保険料の国庫補助額とその運用収入を給付原資として受給することのできる終身年金です。

保険料と給付との関係

通常加入

自己負担の保険料
＋
運用収入

→ 65歳～75歳（60歳から繰上げ可）

農業者老齢年金
（20年要件なし）

（受給開始時期を選択）

政策支援加入

国庫補助額＋運用収入
自己負担の保険料
＋
運用収入

→ 経営継承後（年齢制限なし）

特例付加年金
（20年要件あり）

→ 65歳～75歳（60歳から繰上げ可）

農業者老齢年金
（20年要件なし）

（受給開始時期を選択）

2 新制度の農業者老齢年金を受給される方へ

1 農業者老齢年金を受給するには

65歳から75歳になるまでの間で、年金の受給を開始したいときに**「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」(様式第K2号)**を、JAに提出してください。

なお、75歳になるまでに年金の請求手続をしなかった場合は、75歳に達した日の翌月分からの受給となります。

⚠ 60歳から64歳までの間で、繰上げ請求することもできます。

65歳の誕生日前に裁定請求書を送付します

基金から、65歳の誕生日を迎える方に、誕生日の前月中(1日生まれの方は前々月中)に、「新農業者年金の請求手続のお知らせ」というご案内をお送りします。

このお知らせには、「**新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」(様式第K2号)**を同封しますので、裁定請求書に記載されている氏名及び住所等をご確認いただき、年金の受給を開始したいときに、この裁定請求書をJAに提出してください。

なお、旧制度の農業者年金にも加入されている方には、別途「旧農業者老齢年金の請求手続のお知らせ(重要)」というご案内をお送りしますので、そちらもご確認ください。

【 注意事項 】

給付を受ける権利には、時効があります

75歳に到達する日(誕生日の前日)までに農業者老齢年金の裁定請求をしなかった場合は、75歳到達時に給付を受ける権利(受給権)が発生します。

受給権の発生日から5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分の年金については、時効により受け取れなくなります。

このため、75歳を迎えられましたら、お早めに年金を受け取るための手続をしてください。

2　農業者老齢年金の年金額

年金額の算定方式

農業者老齢年金の年金額は、次の式により算定した額となります。

$$\text{年金額（年額）} = \frac{\text{納めた保険料及びその運用収入の総額（年金原資）}}{\text{農業者老齢年金の年金現価率（裁定請求日の年齢に対応する率）}}$$

⚠ 計算された年金額は、十円の位を四捨五入し、百円単位となります。

農業者老齢年金の年金現価率（令和8年度）

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
男	20.90721	20.40354	19.89076	19.36919	18.83932	18.30119	17.75020	17.19058	16.62339	16.04897	15.46727
女	23.06275	22.60006	22.12874	21.64755	21.15686	20.65700	20.14490	19.62376	19.09204	18.55159	18.00248

年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
男	14.88053	14.28989	13.69419	13.09396	12.50079
女	17.44471	16.87876	16.30439	15.72156	15.13680

⚠ 年金現価率とは、一定の年金額を支給するためには、その何倍の原資が必要になるかという割合のことをいい、年齢及び性別ごとに定められています。

この年金現価率は、予定利率及び予定死亡率を勘案して、農林水産省告示により定められています（見直しの必要が認められる場合は、3月頃に改正されます。）。

年金原資が300万円の場合の年金額

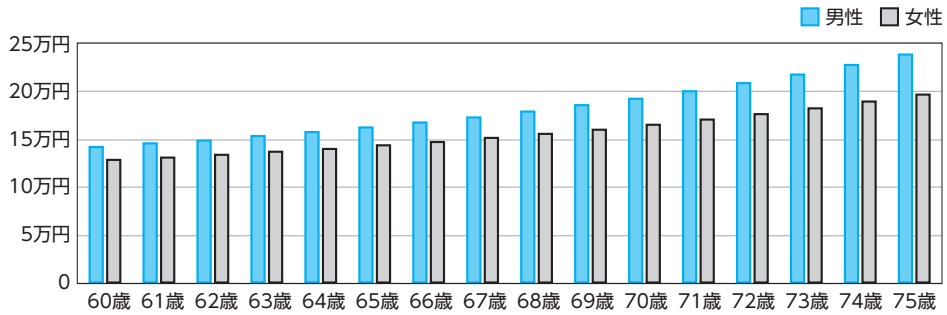

【 300万円÷年金現価率 】

上記のグラフは、年金原資を300万円に固定した場合であり、実際は、年金を請求するまでの期間における運用実績に応じて、年金原資が変動するため、年金額も変動（増える・減る）します。

3　年金の支給開始時期

請求時期	支給開始時期
60歳～64歳 (繰上げ請求)	JAに裁定請求書を提出した日の翌月分から支給
65歳～74歳	
75歳到達後	75歳に達した日※の翌月分から支給

※　達した日とは、誕生日の前日となります。

4　年金の支払時期

農業者年金は、年4回(2月、5月、8月及び11月)に分けて、ご指定の金融機関の預貯金口座に支払われます。

ただし、新制度の農業者老齢年金と特例付加年金の年金額の合計が12万円未満の場合は、年1回11月の支払いとなります。

〈新制度の年金額が12万円以上又は旧制度〉

支払月	支払対象月の内訳
2月	前年の11月・12月と本年の1月分
5月	2月・3月・4月分
8月	5月・6月・7月分
11月	8月・9月・10月分

〈新制度の年金額が12万円未満〉

支払月	支払対象月の内訳
11月	前年の11月から本年の10 月分

⚠ 初回の支払いについては、12か月分とならないことがあります。
例えば、6月生まれの方が、6月中に裁定請求を行った場合は、7月分～10月分の4か月分が初回の支払対象となります。

年金の支払いは、上記の支払月の10日(土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の平日(金融機関の営業日))となります。

なお、毎年5月下旬に、その年の5月、8月、11月及び翌年の2月の支払月における支払額等を記載した**「農業者年金振込・支払通知書」**を基金から送付します。

5　年金に係る税金（所得税関係）

農業者年金（公的年金等）は、所得税法上の雑所得として、所得税及び復興特別所得税の課税対象となります。

このため、農業者年金の年金額（年間支払額）が、一定額以上となる方は、各支払月に支払われる年金額から、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。

〈所得税が源泉徴収される方〉

年齢	当年中の年金額（年間支払額）
65歳以上の方	205万円以上 ［農業者老齢年金のみを受給されている方は127万円以上※］
65歳未満の方	155万円以上

※　新制度及び旧制度の農業者老齢年金のみを受給されている方は、それぞれの年金額が127万円以上であるとき。

上記の表に該当する方には、毎年11月下旬に、**「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）**を、基金から送付します。

この「扶養親族等申告書」を提出された場合は、源泉徴収される所得税について、各種控除を受けることができます。

なお、受給権者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者又は扶養親族がいない方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

農業者年金の他に、国民年金及び厚生年金等の2つ以上の公的年金を受給している方又は他に所得がある方は、確定申告が必要となる場合があります。
所得税又は確定申告等については、お近くの税務署にお問合せください。

公的年金等に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入がある方で、以下の①～③の全てに該当する場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません（詳細は国税庁ホームページを参照してください。）。

① 公的年金等の収入金額（公的年金である国民年金等と農業者年金の合計額）が400万円以下である。
② 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。
③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である。

6　源泉徴収票の送付

年金を受給されている方には、その年の支払われた年金の金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする**「公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）**を、翌年1月31日までに基金から送付します。

この源泉徴収票は、確定申告をする場合に必要となりますので、大切に保管してください。

【源泉徴収票の見本】

令和〇年分　公的年金等の源泉徴収票　　【〇制度年金分】

支払を受ける者	住所又は居所				
	氏　名		生年月日	1. 明治　2. 大正　3. 昭和　4. 平成　5. 令和	

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

本人				源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数				16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
						人	人	人	人	人	人	人	千　円

源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族	
（フリガナ）氏名　区分	1 （フリガナ）氏名　区分		1 （フリガナ）氏名　区分	
（摘要）	2 （フリガナ）氏名　区分		2 （フリガナ）氏名　区分	

支払者		
	法人番号	1 0 1 0 4 0 5 0 0 3 6 8 6
	所在地	（〒160-8504）　東京都新宿区四谷三丁目2番1号
	名　称	独立行政法人農業者年金基金　電話番号

7　現況届の提出（農業者老齢年金のみの受給権者）

農業者老齢年金を受給されている方については、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認させていただくため、6月中に**「農業者年金受給権者現況届」（以下「現況届」といいます。）**の提出が必要になります。

このため、毎年5月下旬に、基金から現況届を送付しますので、氏名、生年月日及び住所をご記入いただき、現在お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会に提出していただきますよう、お願いします。

なお、9月末までに現況届が提出されなかった場合は、引き続き年金を受給する資格があるか否かの判断ができませんので、11月支払分から現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。ご注意ください。

また、令和9年度から住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）で現況（生存）確認ができた場合には、現況届の提出が不要となる予定です。ただし、住基ネットによる現況（生存）確認ができなかった方は、これまでと同様に現況届の提出が必要です。

【現況届の見本（農業者老齢年金の受給権者用）】

〇〇-〇〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇

農業者年金受給権者現況届　×××××#　×××××
（折ったり、汚したりしないでください）

（年金証書の記号番号）　*（生年月日）*　**
（氏名（カナ））

999999999999999999999999

令和〇年6月中 に あなたの住所地の農業委員会 にご提出ください
「受給権者の欄（氏名等）」をご記入ください

受給権者の欄	
氏名（自署）	
生年月日	大正・昭和　年　月　日
住所	都道府県　電話番号（　）－（　）－（　）

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄			
氏名		受給権者との関係	
住所	電話番号（　）－（　）－（　）		

3 新制度の特例付加年金を受給される方へ

1 特例付加年金を受給するには

政策支援加入により保険料の国庫補助を受けられていた方は、以下の①～③の受給要件を満たした上で、年金の受給を開始したいときに**「新農業者年金特例付加年金裁定請求書」(様式第K22号)**を、JAに提出してください。

① 60歳までの保険料納付済期間等が20年(240月)以上あること

次のア～エの合計が20年(240月)以上であること。

ア	新制度の保険料納付済期間
イ	新制度のカラ期間※1
ウ	旧制度の保険料納付済期間※2
エ	旧制度のカラ期間※1,※2

※1　カラ期間とは、農業者年金の加入者が国民年金の第2号被保険者になった等の理由により、農業者年金の被保険者資格を喪失(脱退)した場合であっても、一定の要件を満たすとき(出稼ぎ等で一時的に厚生年金に加入していた期間等)は、特例付加年金の支給要件に算入できる期間のことをいいます(年金額の算定には反映されません。)。

※2　旧制度の保険料納付済期間及びカラ期間の合算については、脱退一時金又は特例脱退一時金を受給していない方に限ります。

② 農業を営む者でなくなったこと(経営継承)

経営継承とは、基準日において所有又は借入れしている農地等又は畜舎等の農業生産施設の全てについて、適格な相手方に権利の移転又は設定等を行い、農業経営から引退することをいいます(経営継承の年齢制限はありません。)。

なお、経営継承が終了した時点で、**「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」(様式第K11号)**を、農業委員会に提出してください。

基準日とは、農業を営む者でなくなる日の1か月前の日のことをいいます。

この基準日において所有等している農地等又は畜舎等の農業生産施設(基準日後に取得又は返還等を受けた農地等又は畜舎等の農業生産施設を含む。)が処分対象となります。

(例)

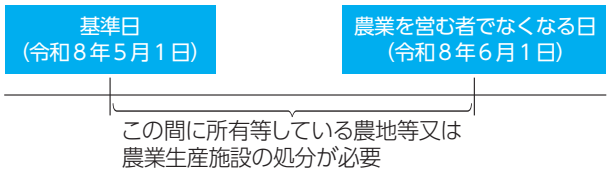

③ 65歳以上であること

上記の①及び②の受給要件を満たす方は、60歳から64歳までの間で、繰上げ請求をすることもできます(この場合は、農業者老齢年金(P2)と併せて繰上げ請求が必要です。)。

なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

2　経営継承の方法

①　農地等（農地、採草放牧地）又は特定農業用施設（P10参照）につき所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者

ア　所有権を有する農地等及び特定農業用施設

適格な第三者又は後継者に対して、権利の移転（売買・贈与）又は設定※（賃貸借・使用貸借）をする必要があります。

なお、第三者のみに処分するときに限り、10a（道南を除く北海道は20a）又は基準日における農地等の1／3の面積のいずれか小さい方の範囲内の農地等を、自留地（日常生活に必要な最小限の保有が認められる農地）として残すことができます。

ただし、自留地において、継続的に農産物の販売又は出荷等を行った場合は、農業経営の再開とみなされ、特例付加年金が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

※　自作地及び特定農業用施設を適格な相手方に、設定（賃貸借・使用貸借）をする場合は、10年間以上の賃借期間である必要があります。

イ　使用収益権に基づく（借りている）農地等及び特定農業用施設

適格な第三者又は後継者に対して、権利の移転等をする又は貸主に返還をする必要があります。

経営継承の相手方の要件

ア　第三者（複数の相手に処分も可）

- 60歳未満の農業経営者※
- 60歳未満の新規就農者※（農業に従事していた期間が「通算3年」又は「継続1年」以上であること）
- 農地中間管理機構、農業を営む法人、JA及び農事組合法人等

※　経営継承者の配偶者は除く

イ　後継者

60歳未満の直系卑属の1人又はその配偶者
（農業に従事していた期間が「通算3年」又は「継続1年」以上であること）

⚠　経営継承は、第三者及び後継者の両者に行うこともできます。
ただし、この場合は、自留地を残すことはできません。

⚠　農業に従事していた期間には、大学又は高校等で農業を学んだ期間及び会社員等で休日・農繁期等に農業に従事していた期間を含みます。

【農地等又は特定農業用施設の処分方法　まとめ】

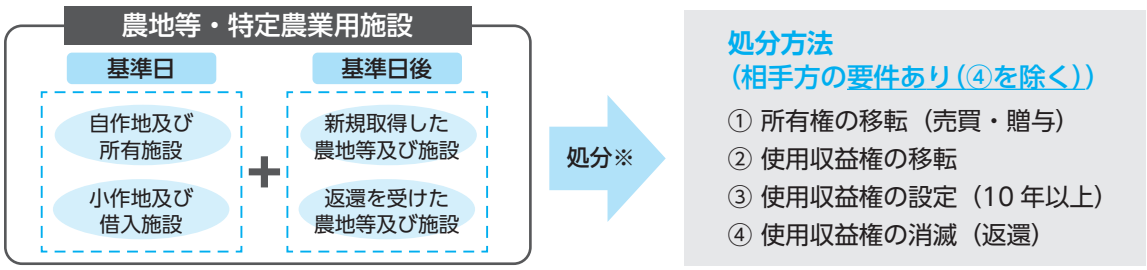

※　農地等は農地等として、特定農業用施設は特定農業用施設として処分する必要があります。
（農地転用や特定農業用施設を他目的利用で処分することは、経営継承とはみなしません。）

②　農地等の権利を持たず、一般農業生産施設（P10参照）のみにつき所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者

ア　所有権を有する一般農業生産施設

第三者又は後継者に対して、権利の移転（売買・贈与）又は設定（賃貸借・使用貸借）、若しくは供用廃止※1又は用途変更※2をする必要があります。

※1　供用廃止とは、施設をガス、重油タンク等の農業生産に必要な設備を撤去する等して、農業に供することをやめることをいいます。

※2　用途変更とは、倉庫、車庫、農業用格納庫等の農業生産施設以外の用途に利用することをいいます。

イ　使用収益権に基づく（借りている）一般農業生産施設

第三者又は後継者に対して、権利を移転等する又は貸主に返還をする必要があります。

⚠　一般農業生産施設の処分については、相手方の要件はありません。

【一般農業生産施設の処分方法　まとめ】

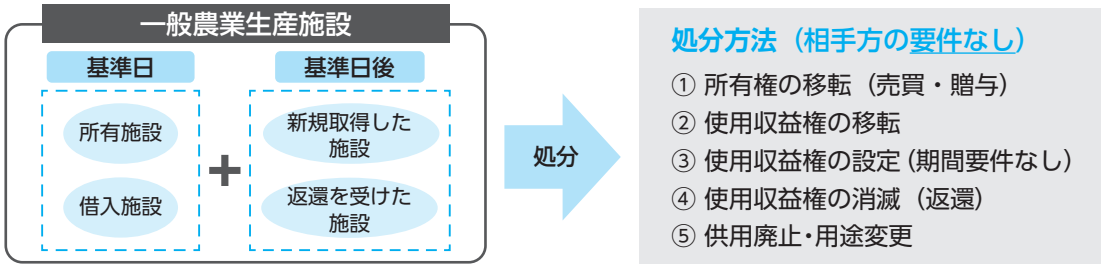

農地等又は特定農業用施設を所有等する者が、一般農業生産施設を併せて所有等しているときは、その一般農業生産施設についても、上記ア又はイの方法により処分が必要です。

経営継承における農業生産施設の取扱い

○　**経営継承の対象となるもの**

区分	対象施設
特定農業用施設	畜舎及び温室（残存耐用年数が10年以上のもの）
一般農業生産施設	• 畜舎及び温室（残存耐用年数が10年未満のもの） • 苗供給用の育苗施設、きのこ栽培施設等の生産施設

○　**経営継承の対象とならないもの**

貯蔵施設、加工施設、農業用倉庫、運搬施設、農機具格納庫及び集出荷施設等

ご自身が経営に供している施設が、経営継承の対象となるかどうかの判断が難しい場合は、お近くの農業委員会へご相談ください。

③　家族経営協定により経営に参画している配偶者又は後継者

家族経営協定書の破棄又は家族経営協定書の内容を変更（家族経営協定書に掲げる取決めのうち、経営に係る部分について、作付計画等の決定権及び経営から生ずる損益の責任を負わないこと、経営者の地位を示す名義人にならないこと）し、農業を営む者でないことを明確にすることが必要です。

④　農業を営む法人の常時従事者たる構成員

農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなることが必要です。

このとき、持分又は株式の処分は不要です。

3　特例付加年金の年金額

年金額の算定方式

特例付加年金の年金額は、次の式により算定した額となります。

$$\text{年金額（年額）} = \frac{\text{国庫補助額及びその運用収入の総額（年金原資）}}{\text{特例付加年金の年金現価率（裁定請求日の年齢に対応する率）}}$$

⚠ 計算された年金額は、十円の位を四捨五入し、百円単位となります。

特例付加年金の年金現価率（令和8年度）

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
男	19.84322	19.38336	18.91748	18.44642	17.97150	17.49209	16.99364	16.48886	15.97988	15.46636	14.94683
女	22.63060	22.18815	21.73947	21.28090	20.81364	20.33857	19.84797	19.34994	18.84074	18.32432	17.80034

年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳
男	14.42492	13.90101	13.37055	12.83256	12.30405	9.66319	7.30350	5.27478	3.75564	2.73917
女	17.26826	16.72836	16.17950	15.62090	15.06158	12.19048	9.40688	6.82540	4.68106	3.22314

⚠ 年金現価率についての説明は、P 3参照。

4　年金の支給開始時期

請求時期	支給開始時期
60歳～64歳（繰上げ請求）	JAに裁定請求書を提出した日の翌月分から支給
65歳以降	

⚠ 特例付加年金を請求するためには、特例付加年金の受給要件（P7参照）を満たし、事前に「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）を提出している又は「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」（様式第K22号）と同時に提出する必要があります。

5　年金の支払時期

農業者老齢年金と同じです（P 4参照）。

6　年金に係る税金（所得税や贈与税等）

①　所得税関係（P５参照）

②　贈与税関係

（ア）　後継者に経営継承した場合

○　使用貸借による経営継承の場合は、贈与税の課税対象となりません。

○　無償の所有権移転で経営継承された場合は、贈与税が課税されます。ただし、贈与税の納税猶予の特例を受けられると、贈与税の納税が猶予されます。

（イ）　第三者に経営継承した場合

○　農地等を譲渡することで経営継承した場合は、他の所得と区分（分離課税）して、その譲渡所得に対して、所得税及び住民税が課せられます。

○　農用地区域内の農地等を譲渡したとき等、その譲渡益から一定額の控除（特別控除）が認められる場合があります（詳しくは、国税庁又は農林水産省のホームページ等をご確認ください。）。

現在、相続税又は贈与税の納税猶予の特例を受けて農業を営んでいる方が、経営継承をする場合

農地等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、農業者年金基金法の特例付加年金の支給を受けるために、その方の推定相続人の1人に対して、農地等の全部について使用貸借による権利の設定をした場合は、納税猶予の特例を継続して受けることができます（租税特別措置法第70条の4第6項）。

農地等についての相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法に規定する一定の事業のために、その適用を受けている農地等について、賃借権等の設定による特定貸付けを行った場合は、納税猶予の特例を継続する特例の適用を受けることができます（租税特別措置法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項）。

これらの特例を受ける場合は、税務署等での必要な手続きがありますので、お近くの税務署にご相談ください。

4 経営継承における注意事項

1 経営継承に伴う諸名義の変更

経営者の地位を表す農業共済加入名義等についても、実体の伴った経営継承であることを確保するため、経営継承の相手方に変更等をする必要があります。

このことを確認するため、経営継承が完了したときは、**「経営移譲管理カード」**(P15～P18参照)を作成し、農業委員会に提出してください。

「経営移譲管理カード」とは、以下の①～⑦の内容を一括して確認できるようにした書類です。

① 経営継承者の氏名、被保険者記号番号及び年金証書記号番号等
② 経営継承の種類
③ 経営継承における農業経営についての取決め書
④ 諸名義の変更等の確認を農業委員会が照会をすることについての同意
⑤ 経営継承に伴う諸名義※の変更等に関する確認
⑥ 自留地(第三者への経営継承で自留地を残す場合)
⑦ 特例付加年金の裁定決定年月日

※ 諸名義とは、次のア～ウのことをいいます。
ア 農業共済の加入名義
イ 経営所得安定対策等交付金の申請名義
ウ 農業所得に係る納税申告の名義

(1)後継者に経営継承した場合
上記ア～ウの諸名義について、後継者に変更等してください。

(2)第三者に経営継承した場合
上記ア及びイの諸名義について、第三者に変更等してください。

2　経営移譲管理カードの作成方法

(1)　経営移譲管理カードの作成時期

⇒　経営継承が完了したときに、作成してください。
（経営継承の相手方が複数の場合、相手ごとに経営移譲管理カードを1枚ずつ作成してください。）

【経営移譲管理カードの掲載場所】
基金ＨＰ→手続き･届出→業務受託機関が利用する様式→経営移譲管理カード
(https://www.nounen.go.jp/tetsuzuki/gyoumuyoushiki/07.html)

(2)　経営継承における農業経営についての取決め

⇒　経営継承に伴う農業経営の主宰、損益の帰属及び諸名義の円滑な移行を確保するため、経営継承が完了したときに、取決め書を記入してください。

(3)　経営継承に伴う諸名義の変更等に関する確認

⇒　経営継承者が、諸名義の各担当部局から確認を受けていただくことを想定していますが、税務署に提出した「開業届･廃業届」、「経営所得安定対策等交付金の申請書」及び「農業共済の加入申込書」の写し等の関係書類を農業委員会に提出し、農業委員会の担当者が確認する方法でもよいこととしています。

なお、裁定請求を行うときには、諸名義の変更等が完了していないことも想定されます。

この場合は、「経営移譲管理カード」の取決め書の欄に、変更予定時期を記入していただき、後日、変更予定時期が到来し、諸名義の変更等が完了したときに、諸名義の変更等に関する確認欄を補完していただくことになります。

全ての諸名義が変更等されたことの証明が付された「経営移譲管理カード」は、農業委員会で保管させていただきます。

「経営移譲管理カード」は必ず作成してください！

「経営移譲管理カード」は、経営継承が法令に従って行われたことを示す証拠となります。

また、特例付加年金の財源は国庫であるため、会計検査院による会計検査の対象となります。

このため、「経営移譲管理カード」によって、適格な経営継承であることが確認できないときは、特例付加年金の裁定取消又は支給停止となります。

この場合は、既に給付された特例付加年金の全額又は一部を返納していただくこととなる場合があります。

※ 1 ～ 9 は次ページの項目に対応しています

（ 別 紙 1 ）

後継者・第三者共通
経営移譲・経営継承共通

経営移譲管理カード

整理番号（　　）

氏名	1 農年 太郎	被保険者記号番号	2 12345−0123456789
		年金証書記号番号（裁定後記入）	3 5012345−00011

経営移譲等の種類（経営移譲等の相手方）該当箇所に○を付すこと	（Aに記入）後継者	第三者（Bに記入）				夫婦同時配偶者（協定破棄）※3	構成員（常時たる）でなくなった
		個人	農業法人	公社等法人※1	小作地返還等※2		
	←			4			→

※1 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、JA、地方公共団体
※2 全農地等が使用収益権の消滅（小作地の地主返還）、土地収用法その他の法律により収用等された場合
※3 特定経営移譲配偶者（夫婦同時の経営移譲）（旧制度）、家族協定破棄による経営継承（新制度）の場合

A 後継者移譲（継承）

①経営移譲（経営継承）における農業経営についての取決め書

（経営移譲（経営継承）時点で締結作成すること）

5 取決め日　令和 8 年 1 月 1 日

経営移譲終了日　令和　年　月　日　　経営継承終了日　令和 8 年 1 月 1 日

6 経営移譲（経営継承）者　（甲）（住所）東京都新宿区四谷3−2−1

（氏名）農年　太郎

6 譲受後継者　（乙）（住所）東京都新宿区四谷3−2−1

（氏名）農年　一郎

1. 農業経営を行う上での主宰は、今後乙が行うこと。
　なお、甲は乙が農業経営を行う上で必要な助言を行うことができる。
2. 当該農業経営に係る利益及び損失は乙に帰属すること。（注1）
3. 農業経営についての重要な農作業は乙が担当することとし、甲はこれを補助する立場になること。（注2）
4. 甲に帰属している次の諸名義は、経営移譲（経営継承）終了日以降速やかに乙の名義に変更すること。（注3）

（1）農業共済の加入名義（注4）　→　（変更予定時期）　令和 8 年 4 月 1 日

7 （2）経営所得安定対策等交付金の申請名義　→　（変更予定時期）　令和 8 年 6 月 1 日

（3）農業所得に係る納税申告の名義　→　（変更予定時期）　令和 9 年 2 月 16 日

B 第三者移譲（継承）

①経営移譲（経営継承）における農業経営についての取決め書

（経営移譲（経営継承）時点で作成すること）

5 取決め日　令和 8 年 1 月 1 日

経営移譲終了日　令和　年　月　日　　経営継承終了日　令和 8 年 1 月 1 日

6 経営移譲（経営継承）者　（甲）（住所）東京都新宿区四谷3−2−1

（氏名）農年　太郎

6 譲受者　（乙）（住所）東京都新宿区四谷321番地

［経営移譲（経営継承）の相手方が第三者個人又は農業法人の場合に記入］（氏名）水田　耕一

1. 甲と乙との間で締結した農地等及び施設の所有権移転又は使用収益権の設定・移転契約を完全に履行すること。
2. 処分対象農地等（自留地を除く）に係る次の諸名義は、経営移譲（経営継承）終了後速やかに甲から乙に変更等すること。（注3）

7 （1）農業共済の加入名義（注4）　→　（変更予定時期）　令和 8 年 4 月 1 日

（2）経営所得安定対策等交付金の申請名義　→　（変更予定時期）　令和　年　月　日

同 意 書

（受給権者に代わって、農業委員会で確認される場合にご記入ください。）

私の農業者年金（経営移譲年金・特例付加年金）の受給権に関する事項を確認するため、ア. 農業共済の加入名義、イ. 経営所得安定対策等交付金の申請名義、ウ. 農業所得の納税申告名義について、8 新宿区 農業委員会が変更等確認の照会をすることに同意します。

令和 8 年 1 月 1 日　　令和 8 年 1 月 1 日

必要に応じて、後継者の同意（同意日、住所、氏名）を併記してください。

9 住所　氏名

同意の例	受給権者本人の	東京都新宿区四谷3−2−1 農年　太郎

記する例	同意を併せて後継者の	東京都新宿区四谷3−2−1 農年　一郎

【取決め書の作成上の留意点】
（注1）必要に応じ、甲と乙の定めるところにより、甲が乙に扶養を求めることができる旨の条項を設けてよい。
（注2）この原則によりがたい場合は、その理由を明記して重要な農作業についての甲と乙との分担関係を別途定めること。
（注3）経営移譲管理カード作成時点で変更できない名義がある場合、変更予定時期が到来した後に裏面②で確認すること。
（注4）「農業共済の加入名義」は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係をいう（特例付加年金の場合は、家畜共済を含む）。

※経営移譲等の種類・相手方欄に○のある項目について記入してください。

項目	作成上の留意点	経営移譲等の種類・相手方（注）						
		後継者	第三者個人	農業法人	公社等法人a	小作地返還b	夫婦同時配偶者（協定破棄）c	構成員（常時従事者たる）でなくなったd
1	受給権者の氏名を記入してください。	○	○	○	○	○	○	○
2	被保険者証の記号番号を記入してください。	○	○	○	○	○	○	○
3	特例付加年金の裁定後に付与される年金証書の記号番号を記入してください。	○	○	○	○	○	○	○
4	経営継承の種類（相手方）に〇を付けてください。分割移譲等で複数に該当する場合は、それぞれに〇を付けてください。	○	○	○	○	○	○	○
5	原則、経営継承終了日に経営継承者と譲受後継者又は譲受者との間で取り決めを行い、取決め日及び経営継承終了日を記入してください。	○	○	○	—	—	—	—
6	経営継承者と譲受後継者又は譲受者の住所及び氏名をそれぞれ記入してください。	○	○	○	—	—	—	—
7	取決め日時点で、変更等が完了していない名義については、変更予定時期を記入してください。 また、変更予定時期が到来した名義については、裏面②で確認をしてください。	○	○	○	—	—	—	—
8	農業委員会が変更等の確認照会をする場合は、経営継承者の住所地の市区町村名を記入してください。	○	○	○	—	—	—	—
9	農業委員会が、経営継承者に代わって変更等の確認照会をする場合は、経営継承者が同意書（同意日、住所、氏名）を記入してください。 なお、担当部局に求められた場合等、必要に応じて譲受後継者の同意（同意日、住所、氏名）を併記してください。	○	○	○	—	—	—	—

（注） a 農地中間管理機構、JA、地方公共団体へ処分した場合
b 全農地等が使用収益権の消滅（小作地の地主返還）、土地収用法その他の法律により収用等された場合
c 特定経営移譲配偶者（夫婦同時の経営移譲）、家族経営協定破棄による経営継承の場合
d 農地所有適格法人の構成員でなくなった（経営継承の場合は、農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなった）場合

※4
諸名義の変更等に関する確認は、担当部局による確認（ア欄）又は農業委員会による確認（イ欄）のいずれか一方で行うこと。
農業委員会による確認の場合は、確認した書類名を記入又は本人から提出された確認書類（写）をこのカードに添付すること。

A 後継者移譲（継承）

②経営移譲（経営継承）に伴う諸名義の変更等に関する確認※4
（注）該当する名義がないときは、（氏名）欄に「該当なし」と記入する。

農業共済 10

ア（担当部局）
処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、乙と当農業共済組合（市区町村）との間に在していることを確認しました。
確認日　令和 8 年 4 月 1 日
確認者　（担当部局名）四谷農業共済組合　（氏名）代表理事組合長　四谷　晴海

イ（農業委員会）
処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、乙と農業共済組合（市区町村）との間に在していることを確認しました。
確認日　令和　年　月　日　確認書類
確認者　（氏名）

経営安定対策所得 11

ア（担当部局）
処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、乙が行っていることを確認しました。
確認日　令和 8 年 6 月 1 日
確認者　（担当部局名）農林振興課　（氏名）係長　田畑　実

イ（農業委員会）
処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、乙が行っていることを確認しました。
確認日　令和　年　月　日　確認書類
確認者　（氏名）

農業所得 12

ア（担当部局）
農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。
確認日　令和　年　月　日
確認者　（担当部局名）　（氏名）

イ（農業委員会）
農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。
確認日　令和 9 年 2 月 16 日　確認書類　令和8年分確定申告書の写し
確認者　（氏名）四谷　一郎

B 第三者移譲（継承）

②経営移譲（経営継承）に伴う諸名義の変更等に関する確認※4
（注）該当する名義がないときは、（氏名）欄に「該当なし」と記入する。

農業共済 10

ア（担当部局）
処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、甲が加入等していないことを確認しました。
確認日　令和 8 年 4 月 1 日
確認者　（担当部局名）四谷農業共済組合　（氏名）代表理事組合長　四谷　晴海

イ（農業委員会）
処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、甲が加入等していないことを確認しました。
確認日　令和　年　月　日　確認書類
確認者　（氏名）

経営安定対策所得 11

ア（担当部局）
処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。
確認日　令和　年　月　日
確認者　（担当部局名）　13（氏名）該当なし

イ（農業委員会）
処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。
確認日　令和　年　月　日　確認書類
確認者　（氏名）

14 ③自留地（第三者移譲で該当がある場合のみ記入）

所　在	番　地	面　積（㎡）
東京都新宿区四谷	12345	500㎡

経営移譲年金裁定決定年月日	15 特例付加年金裁定決定年月日	その他特記事項
令和　年　月　日	令和 8 年 3 月 27 日	

【利用上の留意点】
- 経営移譲（経営継承）に伴う諸名義変更等の確認を各名義所管部署の窓口で同時並行して行う等のため、この「経営移譲管理カード」を複写して確認を受ける場合は、その複写した資料を確認後再びこの「経営移譲管理カード」に綴じて保管してください。
- 第1回目現況届の提出時までに確認欄を整備し、第1回目現況届に当カードの写しを添付して基金へ提出する。
- 当カードの原本は農業委員会で保管する。

※経営移譲等の種類・相手方欄に○のある項目について記入してください。

項目	作成上の留意点	後継者	第三者個人	農業法人	公社等法人a	小作地返還b	夫婦同時配偶者（協定破棄）c	構成員（常時従事者たる）でなくなったd
10	【農業共済加入名義の確認方法】 ア（担当部局）欄は、農業共済の担当者等が名義変更を確認した場合に使用します。 確認日、確認した者の担当部局名及び氏名を記入してください。 ＜確認者とは＞ ・農業共済組合（NOSAI）の組合長等又は担当者 ・市区町村にある農林水産課等（加入者情報を把握している場合に限る）の役職者又は担当者 イ（農業委員会）欄は、農業委員会の担当者が確認書類等で名義変更を確認した場合に使用します。 確認日、確認者の氏名及び確認した書類を記入してください。 ＜確認書類とは＞ ・譲受後継者（譲受者）の農業共済組合加入申込書（写） ・市区町村にある農林水産課等（加入者情報を把握している場合に限る）からの変更を確認したことの証明書	○	○	○	—	—	—	—
11	【経営所得安定対策等交付金の申請名義の確認方法】 ア（担当部局）欄は、経営所得安定対策等交付金の担当者等が名義変更を確認した場合に使用します。 確認日、確認した者の担当部局名及び氏名を記入してください。 ＜確認者とは＞ ・地域農業再生協議会の会長等又は担当者 ・市区町村にある経営所得安定対策等交付金の担当部局（農林水産課等）の役職者又は担当者 イ（農業委員会）欄は、農業委員会の担当者が確認書類等で名義変更を確認した場合に使用します。 確認日、確認者の氏名及び確認した書類を記入してください。 ＜確認書類とは＞ ・譲受後継者（譲受者）の経営所得安定対策等交付金の申請書（写） ・市区町村にある経営所得安定対策等交付金の担当部局（農林水産課等）の役職者又は担当者からの変更を確認したことの証明書	○	○	○	—	—	—	—
12	【農業所得の納税申告名義の確認方法】 ア（担当部局）欄は、税務担当者等が名義変更を確認した場合に使用します。 確認日、確認した者の担当部局名及び氏名を記入してください。 ＜確認者とは＞ ・市区町村にある税の担当部局（税務課等）の役職者又は担当者 イ（農業委員会）欄は、農業委員会の担当者が確認書類等で名義変更を確認した場合に使用します。 確認日、確認者の氏名及び確認した書類を記入してください。 ＜確認書類とは＞ ・経営継承者が税務署に提出した廃業届（写）及び譲受後継者が税務署に提出した開業届（写） ・譲受後継者が行った確定申告書（写） ・経営継承者及び譲受後継者の所得証明書 ・市区町村にある税の担当部局（税務課等）の役職者又は担当者からの変更を確認したことの証明書	○	—	—	—	—	—	—
13	経営継承者が経営継承時点で保有していない名義については、②のア欄の氏名記入欄に「該当なし」と記入してください。	○	○	○	—	—	—	—
14	第三者継承に伴い、自留地を残した場合は、その農地等の所在、番地及び面積を記入してください。	—	○	○	○	○	—	—
15	特例付加年金の裁定決定年月日を「特例付加年金受給権者カード」で確認し、記入してください。	○	○	○	○	○	○	○

3　現況届の提出（農業者老齢年金及び特例付加年金の受給権者）

農業者老齢年金及び特例付加年金を受給されている方については、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認させていただくため、**6月中**に**「農業者年金受給権者現況届」（以下「現況届」といいます。）**の提出が必要になります。

このため、毎年5月下旬に、基金から現況届を送付しますので、「1. 支給停止事由に該当していないことの自己チェック」欄の1～6の全ての項目に、「はい」又は「いいえ」に○を付けていただくとともに、氏名、生年月日及び住所をご記入いただき、現在お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会に提出していただきますよう、お願いします。

なお、9月末までに現況届が提出されなかった場合は、引き続き年金を受給する資格があるか否かの判断ができませんので、11月支払分から現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。ご注意ください。

【現況届の見本（農業者老齢年金及び特例付加年金の受給権者用）】

●表面

農業者年金受給権者現況届　（折ったり、汚したりしないでください）

令和○年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

※1 「1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」の項目1～6について、1つでも「はい」に該当する場合は、農業委員会にご相談ください。
また、この自己チェックの記入が漏れている場合は、現況届を受理することができません。
※2 経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当する場合は、「支給停止事由該当届」を提出してください（この現況届は提出できません。）。

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の項目1～6の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください		
1 あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしましたか	はい	いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	いいえ
6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	いいえ

2.「受給権者の欄（氏名等）」をご記入ください

受給権者の欄	
農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します	
氏名（自署）	
生年月日	大正・昭和　年　月　日
住所	都道府県 電話番号（　）－（　）－（　）

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄			
氏名		受給権者との関係	
住所	電話番号（　）－（　）－（　）		

●裏面

○○－○○○
〒○○○－○○○○

＊(年金証書の記号番号)＊ ＊(生年月日)＊ ＊＊
＊(氏名(カナ))＊

★99999999999999999999999★

3.【経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者に係る農業委員会確認欄】

諸名義確認該当者 □	この欄に「＊」がついている場合、①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済の加入名義について、農業委員会で必ず確認し、経営移譲管理カード（写）を現況届に添付してください	添付した場合に農業委員会で□にチェック✓を入れてください □
再確認該当者 □	この欄に「＊」がついている場合は、「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導的について」（昭和61年8月28日付け61農年1第84号農業者年金基金理事長通知）第1章の第3の3の実体を伴った経営移譲及び経営継承であることについての確認資料又は基金確認資料を現況届に添付してください なお、第三者移譲の場合は、自留地面積を確認する資料の添付が必要です	添付した場合に農業委員会で□にチェック✓を入れてください □
保全管理該当者 □	この欄に「＊」がついている場合は、特例付加年金受給権者に返還された特定処分対象農地等の保全管理がされているか農業委員会で必ず確認してください	確認については、基金から別途ご連絡します

(1)第1回目の現況届を提出するときの注意事項

特例付加年金を受給されている方は、特例付加年金の裁定後、第1回目の現況届を提出していただくときに、経営継承が実体を伴った適正なものであること(農業所得の納税申告名義等の諸名義の変更等)を確認させていただきます。

この確認は、農業委員会に提出していただく「経営移譲管理カード」(P15～P18参照)により行います。

なお、第1回目の現況届を提出するときまでに、経営継承が実体を伴った適正なものであることを確認できない場合は、特例付加年金の裁定取消又は支給停止となることがありますので、ご注意ください。

(2)第2回目以降の現況届を提出するとき

第2回目以降の現況届を提出していただくときにおいても、特例付加年金の支給停止事由に該当していないことや、農業所得の納税申告名義等が受給権者に戻っていないこと等を確認するため、「1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」の欄の1～6の全ての項目の「はい」又は「いいえ」に○を付けてください。

自己チェックの1～6の項目について、1つでも「はい」に該当する場合は、特例付加年金が支給停止となることがありますので、農業委員会にご相談ください。

なお、特例付加年金の支給停止事由に該当している場合は、基金から送付された現況届は提出せずに、**「特例付加年金支給停止事由該当届」(様式第K51号)**及び**「農業者老齢年金用の現況届」(農業委員会にある手書き用の現況届)**を提出してください。

基金では、毎年2月～3月の間に、特例付加年金の受給権者と経営所得安定対策等交付金の申請者をデータ突合しています。

この突合の結果、重複が確認された方については、農業委員会から照会等をさせていただくことがあります。

このようなときは農業委員会にご相談を！

以下に該当するようなときは、特例付加年金が支給停止となるか否かについて、農業委員会に、速やかに相談してください。

① 後継者が転出した又は亡くなった。
② 後継者に貸していた農地等又は農業用施設(畜舎・温室等)の返還を受けた。
③ 貸していた農地等又は農業用施設の返還を受けた。
④ 相続や売買により農地等又は農業用施設を取得した。
⑤ 農業を営む法人の構成員(組合員、社員又は株主)となった。　など

4　特例付加年金の支給停止について

(1)特例付加年金が支給停止となる場合

以下の①～④に該当するときは、特例付加年金が支給停止となります。

【支給停止事由】

① 農業経営を再開したとき(農業を営む法人の常時従事者たる構成員になった場合を含みます)
② 後継者に貸し付けた農地等又は特定農業用施設の返還を受けて1年(条件不利地域は2年※)を経過した又は転用等したとき(支給停止除外事由に該当する場合を除きます)
③ 後継者に貸し付けた農地等や特定農業用施設について、その後継者が他者にその権利を移転又は設定したとき(支給停止除外事由に該当する場合を除きます)
④ 後継者に貸し付けた農地等の返還を受けて1年(条件不利地域は2年※)を経過する前に農業委員会の利用意向調査を受けたとき

※ 条件不利地域とは、山村振興法に基づく振興山村、特定農山村法に基づく特定農山村、離島振興対策実施地域、奄美群島、沖縄、小笠原諸島、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域及び過疎法に基づく過疎地域のことをいいます。

支給停止事由に該当したときは、**「特例付加年金支給停止事由該当届」(様式第K51号)**を、JAに速やかに提出してください。

この届が提出されますと、支給停止事由該当月の翌月分から特例付加年金が支給停止となります(農業者老齢年金は支給され続けます。)。

なお、この届の提出が遅れますと、特例付加年金の支払いが引き続き行われるため、受け取りすぎた年金を返還していただくことになります。

⚠ 後継者に貸し付けた農地等又は特定農業用施設の返還を受けたことによる場合は、**「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届(特例付加年金)」(様式第K65号)**を、JAに併せて提出してください。

特定処分対象農地等に注意してください！

後継者に貸し付けた農地等及び特定農業用施設(以下「特定処分対象農地等」といいます。)の返還や、権利の移転又は設定等を行う場合は、注意が必要です。

例えば、後継者の転出などにより、特定処分対象農地等の返還を受けるときや、特定処分対象農地等の一部を転用するときには、特例付加年金が支給停止となる恐れがありますので、農業委員会に必ずご相談ください。

(2)特例付加年金が支給停止とならない場合

以下に該当するときは、特例付加年金が支給停止とならない場合があります。

【支給停止除外事由の例】

- ○　農地中間管理機構等の譲受適格者に対して、権利の移転(売買)又は設定(賃貸借・使用貸借)した。
- ○　農業用施設用地として後継者が使用するため、転用目的で処分した。
- ○　道路等の公共事業のため、土地収用該当事業用地として処分した。
- ○　受給権者又は後継者若しくは直系卑属の住宅用地として使用するため、転用目的で処分した。
- ○　資材置場等として利用される又は遺跡の発掘調査等が行われるため、一時転用の目的で処分した。
- ○　災害(集中豪雨による土砂流、津波、野生鳥獣の発生等)により、耕作等が著しく困難になった。　など

特定処分対象農地等の返還を受けて、支給停止除外事由に該当する処分を行ったときは、**「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届(特例付加年金)」(様式第K65号)**及び**「特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届(特例付加年金)」(様式第K66号)**を、JAに提出してください。

【参考】特例付加年金と農地中間管理機構の関係

後継者から特定処分対象農地等の返還を受けて1年(条件不利地域は2年)以内に農地中間管理機構へ適切に処分した場合、特例付加年金は支給停止となりません。

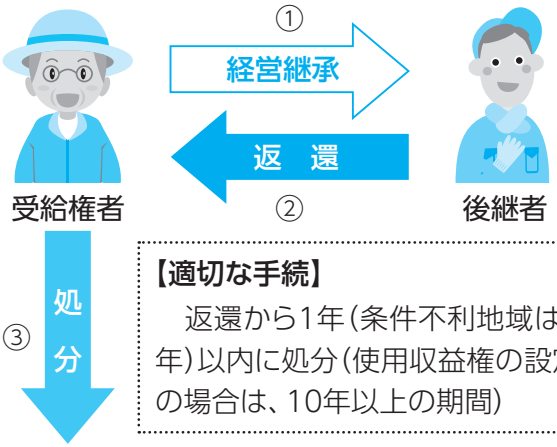

【適切な手続】
返還から1年(条件不利地域は2年)以内に処分(使用収益権の設定の場合は、10年以上の期間)

適切な手続を踏めば、支給停止にはなりません

農地中間管理機構から農地等が返還されても、返還による支給停止にはなりません。

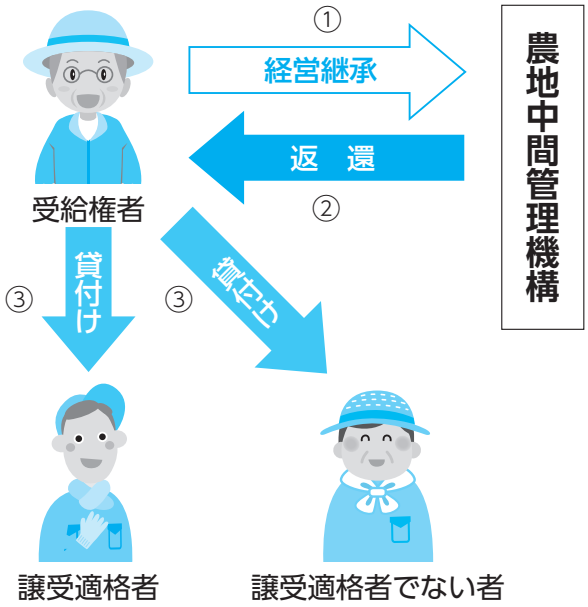

農業経営を再開しなければ、支給停止にはなりません

5 旧制度の農業者老齢年金を受給される方へ

1 農業者老齢年金を受給するには

旧制度の農業者年金に加入されていた方は、以下の①及び②の条件を満たしている場合に、旧制度の農業者老齢年金を受給することができます。

① 旧制度（平成13年12月以前）の保険料納付済期間等と平成14年1月から65歳に達する月の前月までの期間（特別カラ期間）の合計が20年（240月）以上あること。
② 65歳に達したこと。

上記①及び②の受給要件を満たしている場合は、**「農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」（様式第53号−2）**を、JAに提出してください。

⚠ 旧制度の農業者老齢年金は、新制度の農業者老齢年金とは異なり、受給開始時期を選択することはできません。

⚠ 過去に、特例脱退一時金を既に受給している場合は、旧制度の農業者老齢年金の受給資格がないため、裁定請求を行うことはできません。

特例脱退一時金とは、平成13年の制度改正に伴い、上記①の要件を満たす方が、将来の年金給付に代えて、一時金としての受給を選択された場合に支給された一時金のことをいいます。

なお、特例脱退一時金は、平成19年1月1日に消滅時効が完成しているため、現在は取扱いがありません。

65歳の誕生日前に裁定請求書を送付します

基金から、65歳の誕生日を迎える方に、誕生日の前月中（1日生まれの方は前々月中）に、「旧農業者老齢年金の請求手続のお知らせ（重要）」というご案内をお送りします。

このお知らせには、**「農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」（様式第53号−2）**を同封しますので、裁定請求書に記載されている氏名及び住所等をご確認いただき、**65歳（誕生日の前日）を迎えられましたら**、JAに提出してください。

なお、新制度の農業者年金にも加入されている方には、別途「新農業者年金の請求手続のお知らせ」というご案内をお送りしますので、そちらもご確認ください。

【 注意事項 】

給付を受ける権利には、時効があります

年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分の年金については、時効により受け取れなくなります。

このため、65歳（誕生日の前日）を迎えられましたら、お早めに年金を受け取るための手続をしてください。

2　農業者老齢年金の年金額

年金額の算定方式

農業者老齢年金の年金額は、次の式により定められます。

年金額（年額）＝ 年金単価 × 保険料を納めた期間の月数

⚠ 計算された年金額は、十円の位を四捨五入し、百円単位となります。

農業者老齢年金の年金単価

（単位：円）

生年月日	単価
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	1,610
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	1,677
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	1,745
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	1,771
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	1,798
昭和41年4月2日～昭和42年1月1日	1,825
昭和42年1月2日～昭和42年4月1日	1,303

3　年金の支給開始時期

請求時期	支給開始時期
65歳到達後	65歳に達した日※の翌月分から支給

※　達した日とは、誕生日の前日となります。

4　年金の支払時期

農業者年金は、年4回（2月、5月、8月及び11月）に分けて、ご指定の金融機関の預貯金口座に支払われます。

なお、旧制度の農業者老齢年金は、年金額にかかわらず、年4回の支払いとなります。

支払月	支払対象月の内訳
2月	前年の11月・12月と本年の1月分
5月	2月・3月・4月分
8月	5月・6月・7月分
11月	8月・9月・10月分

年金の支払いは、上記の支払月の10日（土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の平日（金融機関の営業日））となります。

なお、毎年5月下旬に、その年の5月、8月、11月及び翌年の2月の支払月における支払額等を記載した**「農業者年金振込・支払通知書」**を基金から送付します。

5　年金に係る税金（所得税関係）

P5参照

6　現況届の提出（農業者老齢年金のみの受給権者）

P6参照

6 受給権者がお亡くなりになったとき

1 死亡届の提出

農業者年金を受給されている方（以下「受給権者」といいます。）が亡くなられたときは、年金を受給する権利がなくなります。

このため、ご遺族の方は、**「農業者年金 死亡関係届出書」（様式第K31号の1）（以下「死亡届」といいます。）**を、JAに速やかに提出してください。

⚠ 旧制度の年金のみを受給されていた方の場合は、**「農業者年金 死亡関係届出書」（様式第K31号の2）**をJAに提出してください。

2 未支給年金があるとき

年金は、受給権者が亡くなられた月の分まで支払われます。

このため、受給権者に支払われるべき年金（以下「未支給年金」といいます。）があるときは、ご遺族の方の請求に基づき、その方に未支給年金が支払われます。

3 死亡一時金を受けられるとき

（1）新制度の場合

受給権者が80歳になる前に亡くなられた場合は、亡くなられた月の翌月から80歳に到達する月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として、ご遺族の方に支払われます。

ただし、死亡一時金は、加入した年齢及び亡くなられた年齢や、それまでの運用収益がどの程度であったかなどにより、納付保険料総額を下回ることもあります。

⚠ 政策支援加入により、国庫補助額を原資として支給される特例付加年金については、死亡一時金の対象となりません。

（2）旧制度の場合

受給権者が亡くなられた場合は、亡くなられた月までの年金受給総額が、死亡一時金の額に満たないときに、その差額が「死亡一時金」として、ご遺族の方に支払われます。

※ 未支給年金及び死亡一時金の請求ができる方は、受給権者が亡くなられたときに、生計を同じくしていたご遺族であることなど、一定の要件を満たしていることが必要です。

ご遺族の方が準確定申告を行う場合

ご遺族の方が準確定申告を行う場合に必要となる受給権者の源泉徴収票については、基金に発行のご依頼をいただいたときに、送付させていただいています。

このため、受給権者の源泉徴収票が必要となる場合は、死亡届の手続をされるときに、JAにご相談ください。

7 よくある Q&A

1　農業者年金の受給に関する Q&A

Q1　新制度の農業者老齢年金を60歳から受給したいと考えています。これに合わせて国民年金も繰上げて受給をしなければならないのでしょうか。

A1　**農業者年金の繰上げ受給に合わせて、国民年金を繰上げて受給する必要はありません。**

各年金の受給を希望される年齢（手続が必要となる時期）が到来したときに、それぞれの請求手続をしていただきますよう、お願いします。

Q2　農業者老齢年金と特例付加年金を受給する予定です。年金の振込先をそれぞれ違う金融機関に指定することはできますか。

A2　**農業者老齢年金と特例付加年金は、別々の金融機関で受け取ることができます。**

それぞれの裁定請求書に、年金の振込みを希望する金融機関情報を記入してください。

Q3　新制度農業者老齢年金、特例付加年金及び旧制度農業者老齢年金を同一口座で受給する場合は、どのように振り込まれますか。

A3　**複数の年金を同一口座で受け取られる場合は、それらを合算した金額で振り込まれます。**

通帳等には、「ノウギョウシャネンキンキキン」の名義で、年金の支払月に振り込まれる合算額が一行で記載されます。

Q4　農業者老齢年金と特例付加年金は、一時金として受け取ることはできますか。

A4　**農業者老齢年金及び特例付加年金は、一時金として受け取ることはできません。**

Q5　農業者老齢年金と特例付加年金は、いつまで受給することができますか。

A5　**農業者老齢年金と特例付加年金は、お亡くなりになるまで受給することができます。**

なお、新制度の農業者老齢年金については、80歳になる前に亡くなられた場合、ご遺族に「死亡一時金」をお支払いします。

※　特例付加年金は、死亡一時金の対象となりません。

2　経営継承に関するＱ＆Ａ

Q1　借りている農地等（又は特定農業用施設）で農業経営を行っています。
特例付加年金を受給するための経営継承の方法を教えてください。

A1　借りている農地等（又は特定農業用施設）については、以下の①又は②の方法により処分をすれば、経営継承したことになります。

①　借りている農地等（又は特定農業用施設）を貸主に返還する。
②　適格な後継者等に対して、借りている農地等（又は特定農業用施設）の権利を移転又は設定する。

Q2　経営継承を行うため、適格な後継者（又は第三者）に所有する農地等を貸し付けるつもりです。

このとき、所有する農地等を5年で貸し付けても、特例付加年金を受給することはできますか。

A2　**貸付けの契約期間（使用収益権の設定期間）が10年未満である場合は、経営継承の要件を満たせないため、特例付加年金を受給することはできません。**

経営継承における使用収益権の設定期間については、法令により、10年以上であることが要件とされています。

これは、農地等を貸し付ける期間があまりにも短いと、借り受けた方がその農地等を自己の経営に組み入れて経営の近代化を図ることが期待できないことから、このように規定されています。

Q3　底面がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設とその底地は、どのように処分すればよいですか。

A3　平成30年11月16日以降に、農業委員会に届出をして設置された農作物栽培高度化施設の底地（施設の底地がコンクリート等で覆われた土地）は農地とみなされるため、**適格な後継者等に対して処分する必要があります（P８参照）。**

また、底地とその上物の農作物栽培高度化施設は不可分であるため、同一の相手方への処分が必要となります。

Q4　家族経営協定を締結し、政策支援の区分3で加入している配偶者です。
将来、特例付加年金を受給するためには、どのように経営継承すればよいですか。

A4　以下の①又は②の方法により、経営継承をしたことになります（P10参照）。

①　家族経営協定を破棄する。
②　経営に関する部分や生じる損益の帰属に関する部分等を配偶者本人が保持していない内容に変更する。

この場合は、「農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）に、「家族経営協定の破棄等をしたことが確認できる書類」の添付が必要になります。

（1枚目）

農業委員会提出用

特例付加年金に係る重要事項説明確認書
（特例付加年金の受給予定者用）

この「重要事項説明確認書」は、「農業者年金を受給するには」（本冊子）により、特例付加年金に係る重要事項の説明を受け、その内容をご確認いただいたことをお知らせいただくものです。

特例付加年金を受給される予定の方は、以下の１～５のチェック欄の全てに☑するとともに、各年金の受け取りを希望する年齢及び経営継承の時期（年齢）をご記入の上、１枚目は農業委員会に提出してください。

	説明事項	チェック欄	
1	特例付加年金の受給要件を満たすときは、60歳から繰上げ請求できることについて説明を受けましたか？	はい	□
2	特例付加年金の受給要件である経営継承の方法等について説明を受けましたか？	はい	□
3	経営継承は、単に農地等の権利名義を変えるだけではなく、農業経営者が保有する諸名義（農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義、農業所得の納税申告名義）を経営継承の相手方に変更等する必要があることについて説明を受けましたか？ また、特例付加年金を受給後、第１回目の現況届を提出するときまでに、保有する全ての諸名義が経営継承の相手方に変更等されていない場合は、特例付加年金の裁定取消又は支給停止となる可能性があることについて説明を受けましたか？	はい	□
4	農業者年金を受給されている方は、基金から送付される現況届を、毎年６月末までに農業委員会に提出する必要があることについて説明を受けましたか？ また、この現況届の提出がなかったときは、11月の支払分から現況届の提出がされるまでの間、年金の支払いが差止められることについて説明を受けましたか？	はい	□
5	特例付加年金は、農業経営の再開等により、支給停止に該当する場合があることについて説明を受けましたか？ また、そのときは、速やかに手続が必要であることについて説明を受けましたか？	はい	□

【年金の受け取りを希望する年齢及び経営継承の時期】

	年金の種類（新制度）	受給開始年齢（予定）	経営継承年齢（予定）
1	農業者老齢年金	歳	
2	特例付加年金	歳	歳

確認日　　年　　月　　日

氏　名

（保存期限：作成日から10年間）

〈キリトリ線〉

〈キリトリ線〉

本人控え用

特例付加年金に係る重要事項説明確認書
（特例付加年金の受給予定者用）

この「重要事項説明確認書」は、「農業者年金を受給するには」（本冊子）により、特例付加年金に係る重要事項の説明を受け、その内容をご確認いただいたことをお知らせいただくものです。

特例付加年金を受給される予定の方は、以下の１～５のチェック欄の全てに☑するとともに、各年金の受け取りを希望する年齢及び経営継承の時期（年齢）をご記入の上、１枚目は農業委員会に提出してください。

	説明事項	チェック欄	
1	特例付加年金の受給要件を満たすときは、60歳から繰上げ請求できることについて説明を受けましたか？	はい	□
2	特例付加年金の受給要件である経営継承の方法等について説明を受けましたか？	はい	□
3	経営継承は、単に農地等の権利名義を変えるだけではなく、農業経営者が保有する諸名義（農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義、農業所得の納税申告名義）を経営継承の相手方に変更等する必要があることについて説明を受けましたか？ また、特例付加年金を受給後、第１回目の現況届を提出するときまでに、保有する全ての諸名義が経営継承の相手方に変更等されていない場合は、特例付加年金の裁定取消又は支給停止となる可能性があることについて説明を受けましたか？	はい	□
4	農業者年金を受給されている方は、基金から送付される現況届を、毎年６月末までに農業委員会に提出する必要があることについて説明を受けましたか？ また、この現況届の提出がなかったときは、11月の支払分から現況届の提出がされるまでの間、年金の支払いが差止められることについて説明を受けましたか？	はい	□
5	特例付加年金は、農業経営の再開等により、支給停止に該当する場合があることについて説明を受けましたか？ また、そのときは、速やかに手続が必要であることについて説明を受けましたか？	はい	□

【年金の受け取りを希望する年齢及び経営継承の時期】

	年金の種類（新制度）	受給開始年齢（予定）	経営継承年齢（予定）
1	農業者老齢年金	歳	
2	特例付加年金	歳	歳

確認日　　年　　月　　日

氏　名

農業者年金基金では、マイナンバー法に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して、農業者年金のご加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。

収録したマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務についてのみに利用し、適正に管理・保管いたします。

詳しくは、農業者年金基金ホームページの「特定個人情報保護評価書」に掲載しています。

新制度　農業者老齢年金・特例付加年金

旧制度　農業者老齢年金

令和８年4月版

農業者年金を受給するには

農業者年金のご相談は
最寄りのJAや農業委員会へ

農業者年金基金（専門相談員）にお問合せをされる場合は、本人確認のため、農業者年金の被保険者証又は年金証書の記号番号、氏名、住所及び生年月日を確認させていただきます。

独立行政法人 農業者年金基金
〒160-8504
東京都新宿区四谷 3-2-1　フロントプレイス四谷

専門相談員　電話：03-5919-0371
業務部給付課（裁定班）電話：03-5919-0337

ホームページ　https://www.nounen.go.jp

この冊子は大切に保管してください